

厚生労働省発社援 0311 第 7 号
厚生労働省発障 0311 第 5 号
厚生労働省発老 0311 第 2 号
令和 7 年 3 月 11 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

重層的支援体制整備事業交付金の交付について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 8 に基づく重層的支援体制整備事業交付金の交付については、別紙「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」により行うこととされ、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。なお、別表の多機関協働事業等（2）加算分についてのみ令和 6 年 12 月 17 日から適用することとする。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨通知されたい。

なお、本通知については、こども家庭庁と協議済みであることを申し添える。

別紙

重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 8 に基づく重層的支援体制整備事業交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}令第 6 号^{労働省}）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4 第 2 項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。

(交付の対象)

- 3 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、法第 106 条の 4 第 2 項各号の規定に基づき、重層的支援体制整備事業として実施される次の事業とする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和 7 年 3 月 7 日社援発 0307 第 12 号、障発 0307 第 2 号、老発 0307 第 3 号、こ成環第 78 号、こ支虐第 44 号。以下同じ。）の別紙に定める包括的相談支援事業

※ 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号。以下同じ。）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。))

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業

を適切に実施することができる」と認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号。以下同じ。）に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。ただし、地方交付税により措置する障害者相談支援事業は除く。））

ウ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。））

エ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号。以下同じ。）に定める生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。））

オ 生活困窮者自立支援法第 11 条第 1 項に定める事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める福祉事務所未設置町村による相談事業（以下「福祉事務所未設置町村相談事業」という。））

(2) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める地域づくり事業

※ 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（以下「地域介護予防活動支援事業」という。））

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業（以下「生活支援体制整備事業」という。））

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができる」と認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（ただし、交付対象事業は、「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業（以下「地域活動支援センター機能強化事業」という。）とし、地方交付税により措置する基礎的事業は除く。）

エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 113 号）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。））

オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める市町村が行う地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業及び同事業を適切

に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業

(3) 多機関協働事業等

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に規定される事業をいう。以下同じ。）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号に規定される事業をいう。以下同じ。）、多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号に規定される事業及び同項第6号に規定される事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「多機関協働事業等」という。）

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める区分（以下（1）から（3））ごとに算出された交付額の合計額とする。なお、区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、1つの区分（多機関協働事業等を除く。）に複数の事業が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

(1) 包括的相談支援事業

次のアからオまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額

(ア) 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村（一部事務組合及び広域連合を除く。以下この項、(イ)、別紙様式第3様式3、別紙様式第3様式5、別紙様式第5様式3及び別紙様式第5様式5において同じ。）の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運

営に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）から重層的支援体制整備事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額（包括的相談支援事業のうち、地域包括支援センターの運営については、「地域支援事業交付金の交付について」（平成20年5月23日厚生労働省発老0523003号本職通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の4に基づいて算定した額をいう。以下同じ。）

B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その

他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 地域包括支援センターの開設・廃止等による影響額（地域包括支援センターの開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）

イ 相談支援事業に要する費用相当額

(ア) 相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の

収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 相談支援事業所等の開設・廃止等による影響額（相談支援事業所等の開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く。）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）

ウ 利用者支援事業に要する費用相当額

(ア) 利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村

においては福祉事務所未設置町村相談事業)に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

D 利用者支援事業所の開設・廃止等による影響額(利用者支援事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額(ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。)等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。)

エ 自立相談支援事業に要する費用相当額

(ア) 自立相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に自立相談支援機関の開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における自立相談支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に自立相談支援機関の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における自立相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における自立相談支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

D 自立相談支援機関の開設・廃止等による影響額(自立相談支援機関の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額(ただし、人

員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。)等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。)

オ 福祉事務所未設置町村相談事業に要する費用相当額

(ア) 福祉事務所未設置町村相談事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に福祉事務所未設置町村相談事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における福祉事務所未設置町村相談事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び福祉事務所未設置町村相談事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に福祉事務所未設置町村相談事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における福祉事務所未設置町村相談事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における福祉事務所未設置町村相談事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び福祉事務所未設置町村相談事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

D 福祉事務所未設置町村相談事業所の開設・廃止等による影響額(福祉事務所未設置町村相談事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額(ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。)等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。)

(2) 地域づくり事業

次のアからカまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額

(ア) 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を控除した額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を控除した額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体と

して地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
 - B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
 - C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
 - D 地域介護予防活動支援事業の実施・廃止等による影響額（地域介護予防活動支援事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）
- イ 重層的支援体制整備事業交付金として交付される介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金の額
- (ア) 介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成27年厚生労働省令第58号）により市町村ごとに算定された介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金（介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金）のうち、重層的支援体制整備事業で実施される、地域介護予防活動支援事業に係る額について交付するものとする。
- ウ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額
- (ア) 生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。
（※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体

制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

（イ） 基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業に係る拠点の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

（※） 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費

用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 生活支援体制整備事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活支援体制整備事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）

エ 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額

- (ア) 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- (イ) 基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表

の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 地域活動支援センターの開設・廃止等による影響額（地域活動支援センターの開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く。）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）

オ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額

(ア) 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定め

る国の負担割合を乗じて得た額とする。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。

カ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額

(ア) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活困窮者支援等のための地域づくり事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する。）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）

(3) 多機関協働事業等

- ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(一部事務組合又は広域連合等の取扱)

- 5 一部事務組合又は広域連合等（以下「一部事務組合等」という。）が実施主体となる事業がある場合は、当該市町村（一部事務組合等を除く。）と一部事務組合等は、4の交付額の算定方法に必要な情報を共有するものとする。なお、基準年度における各事業に要した費用のうち、一部事務組合等が実施主体となった事業分に要した費用については、一部事務組合等を構成する市町村間で合理的かつ簡易な方法で按分して算出して差し支えないものとする。具体的には、当該構成市町村の人口や面積に加え、事業の利用実績、一部事務組合等を組織する市町村の分賦金の負担割合等が挙げられるが、一部事務組合等を組織する市町村間の協議を踏まえ、一部事務組合等の事務負担を考慮した按分方法として差し支えないものとする。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。
- (1) 交付対象事業に要する経費については、別表の第1欄に定める「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業等」の区分を超えて配分の変

更を行うことはできない。また、各区分のうち、「包括的相談支援事業」及び「地域づくり事業」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととし、「多機関協働事業等」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、厚生労働大臣への協議を不要とする。

- (2) (1)に定める場合のほか、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合も含む。）は、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 市町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合

には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (6) までに掲げる条件。

この場合において、市町村にあつては (2)、(3) 及び (5) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、(4) 中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合も含む。）は、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(11) (10) により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式 3 による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市市長及び中核市市長を除く市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む。）は、別紙様式 3 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、市町村から当該申請書の提出があつた場合には、必

要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式9と併せて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、7に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

- 9 この交付金の交付決定は、次により行うものとする。
- (1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は厚生労働大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式6又は別紙様式7により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
 - (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。
- (1) 指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式5による報告書を補助事業完了日の属する年度の翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
 - (2) 指定都市市長及び中核市市長を除く市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む。）は、補助事業完了日の属する年度の翌年度6月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、市町村から報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式9と併せて補助事業完了日の属する年度の翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(額の確定方法)

- 12 この交付金の額は、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業等の額についてそれぞれ確定する。この場合、包括的相談支援事業に含まれる各事業（４の（１）のアからオまでの事業）の額の確定については、各事業に要した費用に、交付額の算定方法において使用した按分率（４の（１）のアからオまでに規定する率をいう。）を乗じて得た額を確定額とする。また、地域づくり事業に含まれる各事業（４の（２）のア及びウからカまでの事業）の額の確定についても同様の取扱いとする。

(額の確定通知)

- 13 都道府県知事は厚生労働大臣の確定通知があったときは、市町村（ただし、一部事務組合又は広域連合が実施主体となる事業がある場合、当該事業分に係る額の確定の対象は事務組合長又は広域連合代表）に対し別紙様式８により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還等)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。また、交付額（地域包括支援センターの運営、自立相談支援事業、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業に相当する額に限る。）に不足が生じている場合は、その不足する部分について交付金を交付するものとする。

(按分率の補正)

- 15 ４の（１）のアからオ、４の（２）のア及びウからカまでに規定する率については、当該市町村が定める年度（検証対象年度）における包括的相談支援事業及び地域づくり事業に要する費用の額が、同年度におけるこれらの事業に要した額と比較して著しく異なる場合であって、厚生労働大臣が必要と認めた場合は補正するものとする。なお、検証対象年度及び補正の取扱い等については別途お示しする。

(その他)

- 16 特別の事情により、４、７、８及び１１に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(上限額の管理)

- 17 地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業（以下「地域包括支援センターの運営等」という。）に要する費用相当額の算定

にあたっては、地域包括支援センターの運営等に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに、別表の第2欄に定める地域包括支援センターの運営等にかかる基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象 経費	4 負担 割合・補 助率
包括的相談 支援事業	<p>1 地域包括支援センターの運営</p> <p>平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合又は広域連合等においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>（ア） 少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行令附則第 8 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成 20 年厚生労働省告示第 31 号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。</p> <p>（イ） 総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は（ア）の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営</p> <p>25,000 千円に当該市町村の実施年度の前年度の 10 月 1 日における 65 歳以上人口を 4,500 で除した値を乗じた額</p> <p>※ ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合には 12,500 千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施</p> <p>930 円に当該市町村の実施年度の前年度の 10 月 1 日における 65 歳以上人口を乗じて得た額</p> <p>なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される</p>	包括的相談支援事業の実施に必要な経費	1 地域包括支援センターの運営 38.5/100

	<p>額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（a）又は（b）のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>（a） ②により算出される額</p> <p>（b） ①及び②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>（注） 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の実施年度を除く直近3か年の平均伸び率</p> <p>2 相談支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>3 利用者支援事業 （1） 運営費 ア 基本型 （ア） 基本分 ① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合） 1か所当たり年額 7,730,000円 ② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合） 1か所当たり年額 2,433,000円 ③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） 1か所当たり年額 300,000円 （イ） 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,500,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 807,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,105,000円 ④ 機能強化のための取組加算</p>		<p>2 相談支援事業 50/100</p> <p>3 利用者支援事業 2/3</p>
--	--	--	---

	<p>1 か所当たり年額 1,999,000 円</p> <p>⑤ 多言語対応加算</p> <p>1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算</p> <p>1 か所当たり年額 800,000 円</p> <p>⑦ 多機能型加算</p> <p>1 か所当たり年額 3,315,000 円</p> <p>⑧ こども家庭センター連携等加算</p> <p>1 か所当たり年額 300,000 円</p> <p>※ 加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>イ 特定型</p> <p>(ア) 基本分 1 か所当たり年額 3,232,000 円</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>① 夜間加算</p> <p>1 か所当たり年額 1,500,000 円</p> <p>② 休日加算</p> <p>1 か所当たり年額 807,000 円</p> <p>③ 出張相談支援加算</p> <p>1 か所当たり年額 1,105,000 円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算</p> <p>1 か所当たり年額 1,999,000 円</p> <p>⑤ 多言語対応加算</p> <p>1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算</p> <p>1 か所当たり年額 800,000 円</p> <p>ウ こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次の(ア)から(カ)の合計額</p> <p>(ア) 統括支援員の配置</p> <p>1 か所当たり 6,324,000 円</p> <p>※ 「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>(イ) 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>① 基本分</p>	
--	---	--

	<p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 14,331,000円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 6,994,000円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 11,834,000円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 9,491,000円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1 か所当たり 9,337,000円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1 か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(i) から (vi) の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師等専門職員を2名配置する場合 1 市町村当たり 14,988,000円 ・ 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1 市町村当たり 21,382,000円 <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>② 加算分</p> <p>(i) 多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円</p> <p>(ii) 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 800,000円</p> <p>※ (イ) の「1 か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務</p>		
--	--	--	--

	<p>内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所 1か所当たりとする。</p> <p>(ウ) 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合 支援拠点）</p> <p>① 基本分（直営で行う場合。人件費については、 会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>(i) 基礎単価</p> <table data-bbox="766 533 1093 757"> <tr><td>小規模A型</td><td>3,771,000円</td></tr> <tr><td>小規模B型</td><td>9,700,000円</td></tr> <tr><td>小規模C型</td><td>16,133,000円</td></tr> <tr><td>中規模型</td><td>21,588,000円</td></tr> <tr><td>大規模型</td><td>40,091,000円</td></tr> </table> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員 の上乗せ配置単価</p> <p style="text-align: right;">2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門 員の上乗せ配置単価</p> <p style="text-align: right;">2,715,000円 ×配置人数（上限5人）</p> <p>② 基本分（委託して行う場合）</p> <p>(i) 基礎単価</p> <table data-bbox="766 1153 1093 1377"> <tr><td>小規模A型</td><td>9,205,000円</td></tr> <tr><td>小規模B型</td><td>15,134,000円</td></tr> <tr><td>小規模C型</td><td>21,567,000円</td></tr> <tr><td>中規模型</td><td>32,455,000円</td></tr> <tr><td>大規模型</td><td>61,825,000円</td></tr> </table> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員 の上乗せ配置単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置した場合 <p style="text-align: right;">5,646,000円×配置人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員を配置した場合 <p style="text-align: right;">2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門 員の上乗せ配置単価（上限5人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置した場合 <p style="text-align: right;">5,646,000円×配置人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員を配置した場合 <p style="text-align: right;">2,715,000円×配置人数</p> <p>③ 夜間・土日開所加算</p>	小規模A型	3,771,000円	小規模B型	9,700,000円	小規模C型	16,133,000円	中規模型	21,588,000円	大規模型	40,091,000円	小規模A型	9,205,000円	小規模B型	15,134,000円	小規模C型	21,567,000円	中規模型	32,455,000円	大規模型	61,825,000円		
小規模A型	3,771,000円																						
小規模B型	9,700,000円																						
小規模C型	16,133,000円																						
中規模型	21,588,000円																						
大規模型	40,091,000円																						
小規模A型	9,205,000円																						
小規模B型	15,134,000円																						
小規模C型	21,567,000円																						
中規模型	32,455,000円																						
大規模型	61,825,000円																						

	<p>①又は②による基準額×（（1週間当たりの開所時間数－40）÷40）</p> <p>④ 開設準備経費（児童福祉機能のみを開設する場合に限る。（2） 開設準備経費（改修費等）とは併用可。）</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 7,678,000円</p> <p>⑤ 弁護士・医師等配置加算</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 360,000円</p> <p>⑥ 地域活動等推進加算</p> <p>(i) 研修・広報啓発費用</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 872,000円</p> <p>(ii) 見守り活動等推進費用</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 13,000,000円</p> <p>(iii) 通訳業務費用</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 1,560,000円</p> <p>※ (ウ)の「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>(エ) サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置</p> <p>① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p style="text-align: right;">1 人当たり 2,715,000円</p> <p>② 委託の場合</p> <p style="text-align: right;">1 人当たり 5,646,000円</p> <p>※ 配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。</p> <p>※ 1か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の人口を用いるものとする。</p> <p style="text-align: right;">人口10万人未満 1人</p> <p style="text-align: right;">人口10万人以上かつ30万人未満 2人</p> <p style="text-align: right;">人口30万人以上 3人</p> <p>※ (エ)の「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>(オ) 地域資源開拓コーディネーターの配置</p>	
--	--	--

	<p>① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>1 か所当たり 2,715,000円</p> <p>② 委託の場合</p> <p>1 か所当たり 5,646,000円</p> <p>※ 1 か所当たり 1 人を上限とする。</p> <p>※ （オ）の「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1 か所当たりとする。</p> <p>（カ） 制度施行円滑導入経費</p> <p>1 市町村当たり 3,330,000円</p> <p>（令和8年度までの経過措置）</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合には（イ）に掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合には（ウ）に掲げる基準額を、令和8年度まで適用する。</p> <p>（2） 開設準備経費（改修費等）</p> <p>ア 基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く。）</p> <p>1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ こども家庭センター型</p> <p>1 か所当たり 7,678,000円</p> <p>※ ア・イとも実施年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ イにおいて、「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1 か所当たりとする。</p> <p>4 自立相談支援事業</p> <p>政令第26条第4項の規定に基づき以下により算定した額</p> <p>（1） 基本額</p> <table border="1" data-bbox="395 1767 1091 1966"> <thead> <tr> <th>人口区分</th> <th>基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4万人未満</td> <td>5,000,000円</td> </tr> <tr> <td>4万人以上～10万人未満</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10万人以上～15万人未満</td> <td>15,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人口区分	基本額	4万人未満	5,000,000円	4万人以上～10万人未満	10,000,000円	10万人以上～15万人未満	15,000,000円	<p>4 自立相談支援事業</p> <p>3/4</p>
人口区分	基本額									
4万人未満	5,000,000円									
4万人以上～10万人未満	10,000,000円									
10万人以上～15万人未満	15,000,000円									

15 万人以上～20 万人未満	20,000,000 円
20 万人以上～30 万人未満	30,000,000 円
30 万人以上～40 万人未満	40,000,000 円
40 万人以上～50 万人未満	50,000,000 円
50 万人以上～60 万人未満	60,000,000 円
60 万人以上～70 万人未満	70,000,000 円
70 万人以上～80 万人未満	80,000,000 円
80 万人以上～90 万人未満	90,000,000 円
90 万人以上～100 万人未満	100,000,000 円
100 万人以上～110 万人未満	110,000,000 円
110 万人以上～120 万人未満	120,000,000 円
120 万人以上～130 万人未満	130,000,000 円
130 万人以上～140 万人未満	140,000,000 円
140 万人以上～150 万人未満	150,000,000 円
150 万人以上～160 万人未満	160,000,000 円
160 万人以上～170 万人未満	170,000,000 円
170 万人以上～180 万人未満	180,000,000 円
180 万人以上～190 万人未満	190,000,000 円
190 万人以上～200 万人未満	200,000,000 円
200 万人以上～210 万人未満	210,000,000 円
210 万人以上～220 万人未満	220,000,000 円
220 万人以上～230 万人未満	230,000,000 円
230 万人以上～240 万人未満	240,000,000 円
240 万人以上～250 万人未満	250,000,000 円
250 万人以上～260 万人未満	260,000,000 円
260 万人以上～270 万人未満	270,000,000 円
270 万人以上～280 万人未満	280,000,000 円
280 万人以上～290 万人未満	290,000,000 円
290 万人以上	300,000,000 円
<p>※ 人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とすること。</p> <p>(2) 加算</p> <p>ア ホームレス対策事業に係る加算</p> <p>(ア) 自立支援センター及びシェルター事業加算</p>	

定員区分	加算額
10 人未満	7,300,000 円
10 人以上～30 人未満	10,000,000 円
30 人以上～50 人未満	18,500,000 円
50 人以上～70 人未満	31,000,000 円
70 人以上～100 人未満	39,000,000 円
100 人以上～200 人未満	53,000,000 円
200 人以上～300 人未満	71,000,000 円
300 人以上	厚生労働大臣が認めた額

(イ) 巡回相談支援事業加算

ホームレス数区分	加算額
10 人以上～30 人未満	2,400,000 円
30 人以上～50 人未満	5,800,000 円
50 人以上～70 人未満	10,000,000 円
70 人以上～100 人未満	22,000,000 円
100 人以上～200 人未満	28,500,000 円
200 人以上～300 人未満	34,500,000 円
300 人以上～300 人未満	39,000,000 円
400 人以上～500 人未満	44,000,000 円
500 人以上～1,000 人未満	55,000,000 円
1,000 人以上～2,000 人未満	106,000,000 円
2,000 人以上	厚生労働大臣が認めた額

※ ホームレス数は、各自治体において前年 1 月に実施したホームレスの実態に関する概数調査結果に基づくホームレス数とすること。

イ その他
上記のほか、当該市及び福祉事務所を設置する町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して、別途、厚生労働大臣が定めた額を加算する。

5 福祉事務所設未設置町村相談事業
厚生労働大臣が必要と認めた額

5 福祉事務所設未設置町村相談事業
3/4

	※ なお、2から5までの基準額について、上記により 難しい場合には、別途、厚生労働大臣が認めた額を基準 額とする。		
地域づくり 事業	<p>1 地域介護予防活動支援事業</p> <p>一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2） に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介 護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るも のに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費 額の合算額に、平成27年度から実施年度までの 各年度における75歳以上被保険者数変動率を 乗じて得た額</p> <p>（2）実施年度の介護予防支援給付費額</p> <p>ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2） に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度 介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度か ら実施年度までの各年度における75歳以上被 保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（2）実施年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年 度において介護保険法施行令（平成10年政令第412 号）第37条の13第8項第8号に規定される特定事 情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちい ずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の総合事業費額及び介護保険法施行 令第37条の13第8項第6号に規定される経過的 特定予防給付費額の合算額に平成30年度から実施 年度までの各年度における75歳以上被保険者数変 動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を 控除して得た額</p> <p>ロ 平成29年度の総合事業費額及び予防給付費額の 合算額に平成30年度から実施年度までの各年度に おける75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額</p>	地域づく り事業の 実施に必 要な経費	1 地域 介護予防 活動支援 事業 20/100

	<p>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の10により算定される率</p> <p>※2 平成28年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※3 平成29年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p> <p>2 生活支援体制整備事業</p> <p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>① 在宅医療・介護連携推進事業</p>		<p>2 生活支援体制整備事業</p> <p>38.5/100</p>
--	--	--	-------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・ (a) 及び (b) の合計額 (a) 1,058 千円 (b) 3,761 千円×地域包括支援センター数 (注) ② 生活支援体制整備事業 ・ 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員) の配置及び協議体の設置 ・ 第1層 (市町村圏域) 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・ 第2層 (日常生活圏域) 4,000 千円× 日常生活圏域数 (介護保険法第 117 条第 2 項第 1 号の区域をいう。以下同じ。) の数 ※ 日常生活圏域が 1 つである場合は、第 2 層は算定できない。 ・ 住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・ 就労的活動支援コーディネーター (就労的活動支援員) の配置 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③ 認知症総合支援事業 ・ 認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・ 認知症地域支援・ケア向上事業 11,302 千円 ※ ただし、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 		
--	--	--	--

	<p>④ 地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,272 千円× 地域包括支援センター数(注) <p>(注) 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。</p> <p>3 地域活動支援センター機能強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>4 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(1) 運営費(1か所あたり年額)</p> <p>ア 一般型(利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施していない場合(基本Ⅲ型を除く。))</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 3・4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を合計3名以上配置する場合 7,688,000 円 ・ 職員を合計2名配置する場合 6,088,000 円 <p>② 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 10,306,000 円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 7,113,000 円 <p>③ 6日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 11,331,000 円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 8,538,000 円 <p>④ 7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 12,364,000 円 ・ 非常勤職員のみを配置する場合 		<p>3 地域活動支援センター機能強化事業 50/100</p> <p>4 地域子育て支援拠点事業 1/3</p>
--	---	--	---

	<p style="text-align: right;">9,570,000 円</p> <p>※ ②～④について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く。)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>(イ) 加算分</p> <p>① 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <p style="padding-left: 40px;">3・4日型 1,653,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">5日型 3,247,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">6・7日型 2,847,000 円</p> <p>② 特別支援対応加算</p> <p style="padding-left: 40px;">1,111,000 円</p> <p>③ 研修代替職員配置加算 1人当たり年額</p> <p style="padding-left: 40px;">23,000 円</p> <p>④ 育児参加促進講習休日実施加算</p> <p style="padding-left: 40px;">425,000 円</p> <p>イ 一般型(利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施している場合(基本Ⅲ型を除く。))</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 3・4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を合計3名以上配置する場合 <p style="padding-left: 40px;">6,096,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を合計2名配置する場合 <p style="padding-left: 40px;">4,496,000 円</p> <p>② 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 <p style="padding-left: 40px;">8,714,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員のみを配置する場合 <p style="padding-left: 40px;">5,521,000 円</p> <p>③ 6日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 <p style="padding-left: 40px;">9,739,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員のみを配置する場合 <p style="padding-left: 40px;">6,946,000 円</p> <p>④ 7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員を配置する場合 		
--	--	--	--

	10,772,000 円		
	・ 非常勤職員のみを配置する場合		
	7,978,000 円		
※	②～④について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く。)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。		
(イ)	加算分		
①	子育て支援活動の展開を図る取組		
	3・4日型	1,653,000 円	
	5日型	3,247,000 円	
	6・7日型	2,847,000 円	
②	特別支援対応加算		
		1,111,000 円	
③	研修代替職員配置加算 1人当たり年額		
		23,000 円	
④	育児参加促進講習休日実施加算		
		425,000 円	
ウ	出張ひろば		
		1,646,000 円	
エ	小規模型指定施設		
(ア)	基本分	3,187,000 円	
(イ)	加算分	1,594,000 円	
オ	連携型		
(ア)	基本分		
	3・4日型	2,075,000 円	
	5～7日型	3,257,000 円	
(イ)	加算分		
①	地域の子育て力を高める取組		
		498,000 円	
②	特別支援対応加算		
		1,111,000 円	
③	研修代替職員配置加算 1人当たり年額		
		23,000 円	
④	育児参加促進講習休日実施加算		
		425,000 円	

	<p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む。）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。</p> <p>(2) 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>ア 改修費等</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 600,000円</p> <p>※ ア・イとも実施年度に支払われたものに限る。</p> <p>5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>※ なお、1から5までの基準額について、上記により難しい場合には、別途、厚生労働大臣が認めた額を基準額とする。</p>	<p>5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 （地域の实情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を除く。）</p> <p>1/2</p> <p>指定都市、中核市が行う生活困窮者支援等のための地域づく</p>
--	--	---

		<p>り事業 (地域の 実情や課 題に応じ た民生委 員の担い 手確保対 策) 1/2</p> <p>市区町村 (指定都 市、中核 市を除 く。)が行 う生活困 窮者支援 等のため の地域づ くり事業 (地域の 実情や課 題に応じ た民生委 員の担い 手確保対 策) 1/2 (都道府 県 1/4、市 町村 1/4)</p>
--	--	--

<p>多機関協働事業等</p>	<p>(1) 基本額 以下により算定した額</p> <table border="1" data-bbox="395 286 1091 730"> <thead> <tr> <th>人口区分</th> <th>基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>25,300,000円</td> </tr> <tr> <td>1万人以上～3万人未満</td> <td>28,000,000円</td> </tr> <tr> <td>3万人以上～5万人未満</td> <td>31,000,000円</td> </tr> <tr> <td>5万人以上～10万人未満</td> <td>33,800,000円</td> </tr> <tr> <td>10万人以上～20万人未満</td> <td>42,000,000円</td> </tr> <tr> <td>20万人以上～30万人未満</td> <td>50,500,000円</td> </tr> <tr> <td>30万人以上～50万人未満</td> <td>56,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50万人以上</td> <td>61,800,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各市町村における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とすること。</p> <p>(2) 加算 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制の整備 3,000,000円</p> <p>※ なお、上記により難しい場合には、別途、厚生労働大臣が認めた額を基準額とする。</p>	人口区分	基本額	1万人未満	25,300,000円	1万人以上～3万人未満	28,000,000円	3万人以上～5万人未満	31,000,000円	5万人以上～10万人未満	33,800,000円	10万人以上～20万人未満	42,000,000円	20万人以上～30万人未満	50,500,000円	30万人以上～50万人未満	56,000,000円	50万人以上	61,800,000円	<p>多機関協働事業等 (多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業)の実施に必要な経費</p> <p>1/2 (都道府県、市町村1/4)</p>
人口区分	基本額																			
1万人未満	25,300,000円																			
1万人以上～3万人未満	28,000,000円																			
3万人以上～5万人未満	31,000,000円																			
5万人以上～10万人未満	33,800,000円																			
10万人以上～20万人未満	42,000,000円																			
20万人以上～30万人未満	50,500,000円																			
30万人以上～50万人未満	56,000,000円																			
50万人以上	61,800,000円																			